

タイトル：《資料》経団連・「国民が信頼できる年金制度の再構築を」

著者：

出典：週間年金実務 1998年1303号 pp.35-45

出版社：

出版年：

<論文テーマ>

経団連の年金制度改革案の紹介

<論文の内容>

○公的年金制度改革の基本的な考え方

- ・社会・経済の変化に耐えられる持続可能な制度の構築
- ・公的年金の位置づけの明確化と私的年金の充実
- ・財政改革・税制改革と一体で議論を

国民負担率を、50%を大幅に下回る水準にできるだけ抑制するよう、公的年金にかかる税・社会保険料の上昇をなるべく抑える必要がある。

○改革のための前提条件

- ・いっそうの情報公開
- ・資金運用の効率化・透明性の確保、政府の受託者責任の明確化
- ・制度運営の効率化（国民年金の保険料徴収コストの圧縮）

○公的年金の具体的改革の方向

(1)基礎年金部分は、高齢者に対する最低限の生活保障と位置づけ、これを国民全体で負担する。未加入者問題の解消のためにも、間接税による賦課方式が望ましい。給付水準は、当面現行水準を維持するが、将来的にはナショナルミニマムの水準を勘案して引き上げる。

(2)報酬比例部分は、積立方式を原則とすることが望ましい。自助努力的性格が強いものなので、最終的には民営化してゆくべきである。賦課方式から積立方式に移行する際にはいわゆる「二重の負担」が発生する。従って、特定の世代の負担が極端に重くなることのないよう、かなり長期にわたる償却期間を設定する必要がある。また、給付水準についても国民の納得のできる範囲で切り下げていくことはやむを得

ない。具体的方策としては、以下のようなことが考えられる。

- ・すでに受給を開始している世代を含めて、給付乗率を引き下げる。
- ・賃金スライドを即時廃止する。(物価スライドは維持する)
- ・在職老齢年金制度を60歳後半にも適用する。

(3)報酬比例部分の積立不足は国の責任で解消しなければならない。最終的には、現役・将来世代が税により負担せざるを得ない性格のものである。

(4)公的年金の再整備と共に、企業年金・個人年金などの私的年金の充実が不可欠である。自助努力を支援するための税制インセンティブの整備や、確定拠出型年金の導入などが望まれる。

○年金税制の見直し

世代間の負担の公平性の観点から、公的年金などの収入だけに適用される公的年金等控除を縮減し、拠出時・運用時非課税／受給時課税を徹底する必要がある。

○その他の課題

- ・社会保障制度間の併給調整
- ・女性の年金（第三号被保険者問題・遺族年金の改善）
- ・間接税の上昇分は、物価スライドに反映させるべきでない
- ・国際間の年金通算協定の早期締結

タイトル：年金制度の信頼性（講演要旨）

著者：宮島洋

出典：週間年金実務 2000年1419号 pp.19-22

出版社：

出版年：

<論文テーマ>

年金制度の持続性を維持するためには何が大切か

<論文の内容>

- 年金制度の信頼性を維持するためには、持続性が確保されることが重要である。持続可能性で重要なことは、確実性と予見可能性である。給付水準の高低はもとより、定められた給付水準のもとで確実に支払われるということが重要である。
- 積立方式は人口要因から直接的には中立的であるが、例えば高齢化が労働力の不足をもたらす家計貯蓄率が低下するなど、人口要因は間接的に経済要因に影響を与えるため、積立方式といえども、人口要因から自由であるわけでは決してない。また、積立方式は経済要因の影響、特に運用利回りの影響を強く受ける。筆者としては、積立方式にある程度魅力を感じながらも、少なくとも現在のところは、修正賦課方式（あるいは修正積立方式）を基礎とした上で、いかに持続性を図るかに一番関心がある。
- これからの年金制度の持続性を考えると、年金給付を今のまま維持することが可能かどうかを見直さなければならない。それと共に、高齢者の就業促進政策や、高齢者が保有している住宅資産・実物資産をいかに老後の生活費に転換する仕組みを作るか、といった外枠の政策が必要となってくる。
- 「税方式」という言葉はなにを意味するかはっきりせず、賛成できないが、取るに足らないというわけではない。国民年金保険料の徴収問題という点では考慮に値する。
- 公的年金制度の持続可能性を高めるためには、年金課税の導入が不可避である。高齢者の年金受給権を維持した上で、所得税によって実質的な給付調整をするのが一番だと考える。

タイトル：年金制度改革の論点

著者：清家篤・岩村正彦 編

出典：

出版社：(財) 社会経済生産性本部 生産性労働情報センター

出版年：2000年

<論文テーマ>

- ・企業年金制度の問題点、改革案
- ・アメリカ企業年金制度の現状（特に401kプランについて）
- ・租税法の専門家からみた年金制度

<論文の内容>

第6章 企業年金の課題と今後の方向（久保田秀一）

人口構造の変化に伴い、公的年金の財政的限界が指摘されている一方で、私的年金、特に企業年金制度が期待を集めている。しかし、企業年金制度には厚生年金基金・適格退職年金をはじめ様々な形態のものが存在し、おのおのが独自の根拠規定に基づいて運営されているため、制度運営基準や税制措置が異なるほか、転職などの場合に原則として制度間の通算制度がないことが問題となっている。また新会計基準においては、退職給付債務に対する資産の積立状況が明るみにできることから、年金制度が企業の経営に与える影響はますます大きくなる。今後、

- ・ 将来の給付の確実な履行のための保全措置（受給権保全）を法制度化する
- ・ 各制度における加入基準や受給基準に最低限の共通ルールを作る
- ・ 税制を整理する

ことなどが必要である。そのためには、大幅な規制緩和と受益者・消費者保護政策を盛り込んだ「企業年金基本法（仮称）」を定めるのが良いであろう。

第7章 企業年金の健全性確保手段（翁百合）

厚生年金基金の積立不足が深刻化しており、中には破綻・解散するものも現れている。厚生年金基金の健全性確保手段には、大きく分けて

- ① 事前的対応としての、ディスクロージャーの充実

② 事後的対応としての、支払い保証制度

の2つがある。企業年金の健全性確保のためには、セーフティネットを限定的に構築しつつ、情報開示による市場規律を主軸としていくことが重要である。

年金基金の監督に際しては、健全な年金基金に対しては極力自由度を確保する一方で、健全度が低下した年金基金については適切な施策を早期に講じるという新たな手法が必要となる。支払い保証制度はモラルハザードの問題を招く可能性があるので、自己規律の働くシステムにするためには、積立不足に応じた変額保険料の導入や、モニタリングの強化などの措置を併用する必要がある。また、確定拠出型年金制度も早急に整備することで、確定給付型年金のセーフティネットへのプレッシャーを緩和することができる。

第8章 アメリカ企業年金法制の現状と課題——401k プランを中心に (森戸英幸)

401(k)プランは、企業年金というよりも、日本でいえば財形貯蓄制度のような、労働者のための税制優遇措置付き貯蓄制度と考えるのが正しい。特長は、

- ・ 税制上非常に有利な「貯蓄」であり、ある程度自由に取り崩せる
- ・ 仕組みが単純で、伝統的な年金制度に比べて簡単で理解しやすい
- ・ 転職時のポータビリティがほぼ確保され、自分である程度投資先を決定できる。
- ・ 使用者にとっては、拠出は少なくてもよく、かつ運用のリスクは労働者が負う

ということで、労使双方から人気がある。しかしそれと同時に、老後の所得保障の制度としては問題点も多い。引退前の現金化による費消の怖れも多く、また運用のリスクを労働者が負うこともあり、この制度だけで老後に十分な資産が確保できるとは言い難い。

確定給付型から401(k)プランへのシフトは、よくいえば「パターンリズムから自助へ」の移行なのかもしれないが、特に低所得者の退職後所得保障として不十分な点が多い。導入には慎重を期す必要があろう。

第9章 企業年金と課税 (中里実)

公的年金に存在理由があるとすれば、それは「強制的な貯蓄制度でもなければ貯蓄しない人のために、貯蓄をさせてあげる」ということであろう。経済的効果だけをみるとあまり望ましい制度ではないが、全くなくせというのは非現実的である。

日本の年金の実態は(制度の建前は別として)どう見ても賦課方式である。賦課方式の下では、老年者の若年者搾取というのが public choice の理論通りにおこる。それを避

けるためにも、公的年金というのは生存できる最低限にとどめて、団塊の世代が無くなるまでの30年間の私的年金でつなぐというのが現実的であろう。積立方式に戻すというのはそれ自体困難であるし、また積み立てた資金を国がうまく運用できるとは思えない。

年金制度を考えるときに、多くの場合、保険料の徴収と受給を一体的に考察しているが、社会保険庁がこれを両方する必要は毛頭無い。一般に、公的年金の運営のための資金は、社会保険庁ではなく国税庁が取りに行った方が徴収効率がよいだろう。社会保障制度の設計にあたって、人はどうしても、租税制度と年金制度のどちらか一方を固定してしまい、もう片方だけを操作可能な変数と考えがちである。本当は両方同時に動かして良いのであり、片方の論理だけを貫徹することはできないということを認識する必要がある。

タイトル：世代重複モデルと公的年金

著者：神橋園子

出典：経済研究（大阪府立大学） 1999年45巻1号 pp.113-132

出版社：

出版年：

<論文テーマ>

世代重複モデルを用いて、公的年金制度（積立方式・賦課方式・修正賦課方式）の経済効果を比較する。

<論文の内容>

家計の行動の定式化として、標準的な2世代のライフサイクル・モデル(Diamond(1965)など)を考える。各世代は、労働期と老年期という2期間を生きる。各人は、労働期に得た所得を、労働期の消費と、貯蓄および公的年金の保険料にあてる。老年期には、貯蓄の元利合計と年金給付を消費にあてる。また、効用関数はコブ・ダグラス型とする。

企業は、労働と資本という2つの生産要素を投入して生産活動を行う。生産関数は労働と資本の一次同次関数とする。利子率によって資本の需要量が決まる。

これらの設定のもとで、財・労働・資本市場の均衡を考え、(人口増加率は n (一定)とする。) 定常状態を仮定すると、均衡賃金率・均衡利子率、およびそれらの下での貯蓄、若年期・老年期の消費を求めることができる。

以上のモデルを用いて、①純粋積立方式②純粋賦課方式③混合方式(現役世代の払う保険料の一部(β)は老年世代への基礎年金へあてられ、残りは自らの積立金となる)の3つの制度の比較をする。

均衡利子率は、②賦課方式>③混合方式>①積立方式の順で低く、均衡賃金率は、①積立方式>③混合方式>②賦課方式の順で高い。

貯蓄は、①積立方式>③混合方式>②賦課方式の順が多い。(①積立方式の場合は、年金制度が存在しない=効率的な状態に等しくなる)つまり、純粋賦課方式が、もっとも資本蓄積を遅らせ、利子率を上昇させてしまう。

若年期の消費は、賦課方式における均衡利子率が人口成長率よりも大きい場合には、①積立方式>③混合方式>②賦課方式の順で大きくなることが確定する。賦課方式にお

ける均衡利子率が人口成長率よりも小さい場合には符号は一意には定まらない。老年期の消費に関しても同様のことがいえる。

結論としては以下のようなことがいえる。人口成長率が非常に大きければ賦課方式が支持されうるが、人口成長率が小さければ積立方式が好ましい。また、混合方式の方が純粋賦課方式よりは経済厚生を高める可能性が高い。そしてすべての制度の比較において、人口成長率が要となる。

人口成長率が利子率よりも高い現在、もっとも経済厚生を高める可能性が高い年金方式は純粋積立方式である。しかし、移行時の「二重の負担」を考えれば、賦課方式よりは経済厚生の高い、混合方式の導入が現実的であろう。

タイトル：公的年金制度の考え方と抜本改革の方向性

著者：牛丸聡（早稲田大学教授）

出典：租税研究 2000 年 611 号 pp.27-40

出版社：

出版年：

<論文テーマ>

公的年金制度の改革案、積立方式への移行案の提示。

（経済企画庁経済研究所において出された同タイトルの報告書についての講演録）

<論文の内容>

○1 階部分について

- ・ 1 階部分（基礎年金制度）と 2 階部分（報酬比例部分）とを完全に分離させる。
- ・ 1 階部分は賦課方式で、租税財源とする。直接税によるか間接税によるかは、両者の長短を慎重に考える必要があり、どちらがよいとはいえない。
- ・ 給付は高齢期の生活費の基礎部分に相当するものとしてすべての高齢者に一律に給付する。

○2 階部分について

- ・ 現在の賦課方式から積立方式へ移行させる。
- ・ 長生きリスクへの対応は、同世代内の保険的所得再分配で対処する。世代間所得再配分は排除する方向で改革する。
- ・ 2 階部分の運営は民営化せず、「公」が行う。
- ・ 資産運用はできるだけ資金委託者に利するように民間運用期間に委ねるのがよい。

○年金純債務の償却方法（積立方式への移行に際して）

- ・ 制度以降による受益者は厚生年金の加入者であるという点に着目して、年金給付債務償却の負担を、国民全体ではなく、被保険者に求め、彼らが納める保険料に上乗せしてもらおう。現行賦課方式の下で将来予想されている保険料よりも小さい額で、早ければ 70～80 年程度の期間で年金給付債務を完全に償却することができる。

タイトル：老後の生活保障と政府の役割 ―世界銀行の年金民営化論を通じた考察―

著者：佐藤文友

出典：季刊 年金と雇用 Vol.17 No.3

出版社：年金制度研究開発基金

出版年：1998

<論文テーマ>

まず 1994 年の世界銀行報告を紹介し、年金民営化論の考察を足がかりにさまざまな議論を検討しつつ、最終的には年金制度・社会保障制度のあり方を考察している。それらを決めるのは結局その社会の価値観、政治哲学であると述べ、制度の構築にあたってはバランスのとれた視点が必要であるとする主張を行っている。

<論文の内容>

世界銀行報告は、年金システム（老後の所得保障制度）として、

- 1.全ての国民を対象とした政府による（強制的な徴収を行う）所得再分配制度
- 2.強制による貯蓄制度（徴収は公的に行われ強制だが、運営は民間が行う）
- 3.各個人ごとの任意の制度（より手厚い老後の所得保障を望む人のための、企業プランや個人貯蓄）

以上の3つの柱によるものを提案している。複数の柱としているのは、老後の所得保障に関する幾つかの機能を一つの制度によって満たそうとすることでさまざまな問題が生じると考えるからである。また各制度の財政方式としては、積立方式・賦課方式それぞれに長所・短所があることから、その併用を提案している。単一の制度、単一の方式によった場合はそのリスクが大きいと考えられるためである。また世界銀行は上の2及び3では、積み立てられた資産の運用は民間の運営機関が、資本市場において行うべきだとしている。民間運用でより効率的な運用が可能になり、市場による配分で資本の活用が可能になるからである。さらに、社会保障では、拠出と給付を性格にリンクさせることが重要だとされている。これは労働市場での歪みの排除という点でも望ましいだけでなく、個人の自由、自己決定の考え方を尊重したものである。

積立方式の年金の収益は資本の収益であり、賦課方式の年金の収益の大部分は、賃金の上昇であることを考えると、いずれにしても経済の成長こそが豊かな老後生活の前提と考

えられる。しかしながら、一方年金システムの経済（の成長）に与える影響は、さまざまな議論があるが、実証的にも理論的にも判明していないところが多い。そのように考えると、年金制度のあり方を決めるのは、究極的には、その社会の価値観・政治哲学によるものが大きい。

個人の自由・自己決定を重視する考え方に立つと、政府による所得の再分配はできるだけ小さくすべきで、その場合拠出と給付がリンクした制度が望ましいことになる。具体的には、積立方式・拠出建て・個人勘定となる制度である。他方、社会の連帯と結果の平等を重視する考え方に立つと、能力に応じ負担し必要に応じ給付し、政府による所得再分配を進める立場となる。賦課方式・世代間世代内の再分配を伴う制度である。

個人の自由・自己決定を重視する制度が機能するためには、個人では対応が困難な長寿のリスク（引退後の各人の寿命を予測が難しく、生活に必要な資産の準備が適切に行われ得ない可能性がある）に関して政府が補完する必要がある。また、政府による所得再分配を伴う制度は、個人の生活設計の自由を損ないがちとなるだけでなく、価値観が多様化している現代社会においてはコンセンサスを得にくい。

社会保障制度はこのような問題点を是正しバランスの取れたものとしてゆくべきである。

分類項目：(3) 厚生年金の2階建て部分の運営方式（民営化か公的制か）

タイトル：公的年金民営化の可能性

著者：横谷宏史

出典：生命保険経営 67(1) 1999.1 pp. 40-58

出版社：生命保険経営学会

出版年：1999

<論文テーマ>

- (A) 実証（シミュレーション）：公的年金民営化による各世代の拠出給付の変化
- (B) 基礎年金部分の消費税を用いた賦課方式化と報酬比例部分の積立方式への移行について、各世代の拠出給付比率、ファイナンスの方法、国家財政への影響を検討。

<論文の内容>

- (A) ①年金制度の将来にわたる持続可能性、②公的年金制度における拠出と給付に関わる公平性の問題、③労働市場の変化のもとでの年金制度のあり方、④年金資産運用の適切なリスクとリターンとの関係、といった現行公的年金制度の問題点を解決するためには、自己責任原則徹底の原則に基づき、民営化を行う必要がある。そのために、実現可能な具体的提案を検討する必要がある。
- (B) 修正積立方式は、高齢化が急速に進展するなかで保険料を平準化する役割を果たしてきたが、副作用として公的年金の理念を曖昧にしてしまった。少子高齢化が進めば、給付を一定とすれば年金保険料の高騰は不可避であるが、それを受け入れる国民的合意があるとは言えない。老後の最低生活を保障する基礎年金部分を国民全体で支えることには合意が得られるであろうから、基礎年金部分は消費税で支え、高騰する保険料を耐える合意の得られない報酬比例部分は強制加入の個人勘定とし民営化すべきだ。民営化の際発生する「二重の負担」は約340兆円と推計されるが、これを現在の積立金と国債発行でファイナンスし、先送りされてきた年金債務の請求書を移行時点で一括清算すればよい。推計の前提として、①現役世代にこれまで払ってきた保険料

に対応する分配金を払うために、現在の積立金を取り崩し、足りない部分は受給時に現金化される交付国債を発行する、②交付国債の償還財源を 200 兆円の永久国債と消費税引き上げでファイナンス、③基礎年金部分は消費税で賄う、とした。

- (C) 推計の結果、①民営化により各世代の給付拠出比率は改善する、②基礎年金部分について 5~6%、報酬比例部分については 3~2%の消費税引き上げと永久国債で国家財政はバランスでき、標準的な世帯でのネットの負担増はわずかなものとなる。それゆえ、公的年金民営化は不可能ではなく、近未来に必ず議論の俎上に上るだろう。

タイトル：〈ニュースの目〉 内閣に年金委員会設置を——経済同友会が年金制度改革で提
言

著者：（記載なし）

出典：週間社会保障 2000 年 54 巻 2082 号 p.21

出版社：

出版年：

〈論文テーマ〉

経済同友会による年金制度改革提言（2000 年 3 月 10 日）要旨

〈論文の内容〉

経済同友会は 2000 年 3 月 10 日、「社会保障制度改革の提言（その 1）年金制度改革」を
発表した。提言の主な内容は以下の通りである。

- 戦後のベビーブーム世代が年金受給者となることから、総年金給付額の急増が間近に迫
っている。2004 年の次期財政再計算時に改革を実施するため、2000 年度中に内閣直轄の
政府委員会を設立し、「公的年金のあるべき姿」についての最終案を 2002 年度までに完
成すべきである。
- 現役世代の負担を軽減するために、公的年金制度の抜本的な改革が必要である。改革案
として以下の三案を提示する。
 - ①基礎年金のみを国家に残し、報酬比例部分を民間の確定拠出年金に移行させる。
 - ②拠出をすべて報酬比例とし、インフレ調整した保険料の累計額を平均余命で割った金
額を年金給付額とすることで、高齢化の進行から年金を中立化するスウェーデン方式
 - ③年金所得代替率の低下に対する備えと、確定拠出年金を公的年金制度を補完する制度
とする準備をした上で、現行制度をベースに給付切り下げを行う。
- 厚生年金基金制度について。企業年金は従業員の退職給付のみに対して責任を負うべき
もので、公的年金は国家の仕事であるから、代行部分の返上を求める。また、凍結指令
による新しい責任準備金に見合う資産を、現物で返上することを可能とする法律案を早
急に国会に上程すべきである。代行返上により、加算部分のみからなる厚生年金基金と
適格退職年金とを、統一企業年金法の下で一元管理することも可能となる。
- 確定拠出年金は、中小企業分野における退職給付年金制度の強化の一環として位置づけ

る。一般企業にとっても確定拠出年金は必要であるので、企業拠出限度額については大幅な引き上げを求める。

タイトル：年金制度全体の抜本改革を早急に実行すべき（関西経済同友会の提言）

著者：

出典：週間年金実務 1999年1337号 pp.9-11

出版社：

出版年：

<論文テーマ>

年金制度の改革提言（①基礎年金は間接税に、報酬比例部分は民営化すべし②日本版エリサ法の早急な制定を③年金関連税制の改革）

<論文の内容>

関西経済同友会の経済政策委員会は平成11年5月、「年金制度改革に関する提言」をまとめた。提言の主な内容は以下の通りである。

- ・ 公的年金はナショナルミニマムに限定した基礎年金部分（間接税方式）のみとし、報酬比例部分は完全積立方式で民営化。
- ・ 私的年金は、確定拠出型年金の導入の他、受給権保護の観点から情報開示や財政検証などを盛り込んだ、「日本版エリサ法」の早急な制定を求める。
- ・ 基礎年金の水準（現行は夫婦で13万円）については、高齢者の基礎的生計費の算定・生活保護の水準・諸外国との比較に基づき、現状維持を提言。
- ・ 積立移行に伴ういわゆる二重負担については、段階的に行うことによって負担を一挙に顕在させることなく、移行を達成することが可能であるとする。
- ・ 税制に関しては、給付形態や基本設計に関わらず、「拠出・積立時は非課税、受給時課税」に統一し、「高額所得者は、引退世代であっても現役世代と同様に納税する必要がある」ことから、公的年金等控除の廃止と、総合課税の導入を提言。

タイトル：年金制度改革の論点

著者：清家篤・岩村正彦 編

出典：

出版社：(財) 社会経済生産性本部 生産性労働情報センター

出版年：2000年

<論文テーマ>

- ・企業年金制度の問題点、改革案
- ・アメリカ企業年金制度の現状（特に401kプランについて）
- ・租税法の専門家からみた年金制度

<論文の内容>

第10章 企業年金の課題と今後の方向（久保田秀一）

人口構造の変化に伴い、公的年金の財政的限界が指摘されている一方で、私的年金、特に企業年金制度が期待を集めている。しかし、企業年金制度には厚生年金基金・適格退職年金をはじめ様々な形態のものが存在し、おのおのが独自の根拠規定に基づいて運営されているため、制度運営基準や税制措置が異なるほか、転職などの場合に原則として制度間の通算制度がないことが問題となっている。また新会計基準においては、退職給付債務に対する資産の積立状況が明るみにでることから、年金制度が企業の経営に与える影響はますます大きくなる。今後、

- ・ 将来の給付の確実な履行のための保全措置（受給権保全）を法制度化する
- ・ 各制度における加入基準や受給基準に最低限の共通ルールを作る
- ・ 税制を整理する

ことなどが必要である。そのためには、大幅な規制緩和と受益者・消費者保護政策を盛り込んだ「企業年金基本法（仮称）」を定めるのが良いであろう。

第11章 企業年金の健全性確保手段（翁百合）

厚生年金基金の積立不足が深刻化しており、中には破綻・解散するものも現れている。

厚生年金基金の健全性確保手段には、大きく分けて

- ③ 事前的対応としての、ディスクロージャーの充実
- ④ 事後的対応としての、支払い保証制度

の2つがある。企業年金の健全性確保のためには、セーフティネットを限定的に構築しつつ、情報開示による市場規律を主軸としていくことが重要である。

年金基金の監督に際しては、健全な年金基金に対しては極力自由度を確保する一方で、健全度が低下した年金基金については適切な施策を早期に講じるという新たな手法が必要となる。支払い保証制度はモラルハザードの問題を招く可能性があるので、自己規律の働くシステムにするためには、積立不足に応じた変額保険料の導入や、モニタリングの強化などの措置を併用する必要がある。また、確定拠出型年金制度も早急に整備することで、確定給付型年金のセーフティネットへのプレッシャーを緩和することができる。

第12章 アメリカ企業年金法制の現状と課題——401k プランを中心に (森戸英幸)

401(k)プランは、企業年金というよりも、日本でいえば財形貯蓄制度のような、労働者のための税制優遇措置付き貯蓄制度と考えるのが正しい。特長は、

- ・ 税制上非常に有利な「貯蓄」であり、ある程度自由に取り崩せる
- ・ 仕組みが単純で、伝統的な年金制度に比べて簡単で理解しやすい
- ・ 転職時のポータビリティがほぼ確保され、自分である程度投資先を決定できる。
- ・ 使用者にとっては、拠出は少なくよく、かつ運用のリスクは労働者が負う

ということで、労使双方から人気がある。しかしそれと同時に、老後の所得保障の制度としては問題点も多い。引退前の現金化による費消の怖れも多く、また運用のリスクを労働者が負うこともあり、この制度だけで老後に十分な資産が確保できるとは言い難い。

確定給付型から401(k)プランへのシフトは、よくいえば「パターンリズムから自助へ」の移行なのかもしれないが、特に低所得者の退職後所得保障として不十分な点が多い。導入には慎重を期す必要があろう。

第13章 企業年金と課税 (中里実)

公的年金に存在理由があるとすれば、それは「強制的な貯蓄制度でもなければ貯蓄しない人のために、貯蓄をさせてあげる」ということであろう。経済的効果だけをみるとあまり望ましい制度ではないが、全くなくせというのは非現実的である。

日本の年金の実態は(制度の建前は別として) どう見ても賦課方式である。賦課方式の下では、老年者の若年者搾取というのが public choice の理論通りにおこる。それを避けるためにも、公的年金というのは生存できる最低限にとどめて、団塊の世代が無くな

るまでの30年間の私的年金でつなぐというのが現実的であろう。積立方式に戻すというのはそれ自体困難であるし、また積み立てた資金を国がうまく運用できるとは思えない。

年金制度を考えるときに、多くの場合、保険料の徴収と受給を一体的に考察しているが、社会保険庁がこれを両方する必要は毛頭無い。一般に、公的年金の運営のための資金は、社会保険庁ではなく国税庁が取りに行った方が徴収効率がよいだろう。社会保障制度の設計にあたって、人はどうしても、租税制度と年金制度のどちらか一方を固定してしまい、もう片方だけを操作可能な変数と考えがちである。本当は両方同時に動かして良いのであり、片方の論理だけを貫徹することはできないということを経験する必要がある。

タイトル：年金民営化への構想

著者：小塩隆士

出典：

出版社：日本経済新聞社

出版年：1998年

<論文テーマ>

超高齢化社会を迎えるに当たっての年金制度改革提案

(基礎年金部分は賦課方式 or 税方式で運営し、報酬比例部分は段階的に民営化)

<論文の内容>

I 政府が運営する公的年金は、基礎年金部分に限定する。

- ①基礎年金は老後における最低限度の所得保障（ナショナル・ミニマム）を目的とするものであり、賦課方式で運営する。
- ②基礎年金の支給額は現行水準をとりあえずのベースとし、現役世代の賃金上昇率で調整していく（厳密にはネット所得スライド）。ただし、高齢者の独居率の上昇、社会保障負担の高まりなどを考慮すると、ある程度の引き上げも検討すべきである。
- ③財源調達には強制力を持たせるべきであり、保険料の未納問題などを考えると消費税など税方式を導入することも考えられる。これによって、「第三号被保険者問題」も実質的に解消する。
- ④基礎年金の標準的な支給開始年齢は65歳とするが、どの年齢時点で受給し始めても損にも得にもならないように繰り上げ・繰り下げ支給の減額率および加算率を調整する。
- ⑤年金支給に関しては所得制限を行わない。ただし、所得税制を改正することにより、年金を含めたすべての所得面で世代内の公平性を確保する。

II 厚生年金・共済年金の報酬比例部分である「二階部分」は段階的に民営化し、個人勘定をベースとする積立方式の仕組みとする。

- ①「二重の負担」問題を軽減するため、40年程度をタイムスパンとして賦課方式部分を徐々に縮小して保険料負担を軽減し、その一方で個人勘定への積立を進めるという、